

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 沖沢 守彦

市町村名 (市町村コード)	揖保郡太子町 (28464)
地域名 (地域内農業集落名)	福地・宮本・船代 (福地・宮本・船代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月15日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・75歳以上の耕作面積は約5割で、ほとんどが後継者がいない状況にあり、農業者全体では今後10年で約80%が耕作放棄し離農し農地の保全を早急に考える必要があり、むさしの郷営農組合(役員13名)を組織しました。
- ・約半数の農地の所有者が地区外に在住しており、農地保全(生活環境)等について合意が得る必要がある。
- ・現状としては、地域内に中心となる農業者は数名いるものの、大半が耕作を委ねたいと考えておらず、受け皿となる町内の担い手との調整が必要である。
- ・耕作者が主体となって行っている農地、水路、農道等の維持管理に新たな担い手とのように取組むか検討する必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手を確保し、土地利用型農業で水稻、麦、大豆等を中心とした作付け加え、キャベツ、白菜、たまねぎ、ネギ、黒大豆枝豆等高収益作物の作付け面積を拡大する。
- ・ほ場整備を実施し、大区画(最大約1ha区画)ほ場や用水のパイプライン化により、スマート農業が展開できる基盤を整備し、ドローン活用による種子散布や施肥、除草など省力化農業を展開する。
- ・離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、むさしの郷営農組合が農地地権者と担い手間との調整を行い、農地中間管理機構を活用し、円滑な農地の流動化を進めます。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほ場整備の計画区域を基本とし、地域計画の範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

ほ場整備事業参加農地を中心に農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手に集約する。その後はその範囲を地域内農地にも広げていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

近隣地域3集落で、未整備農地の大区画化、水路のパイプライン化などスマート農業に適した基盤整備について計画を進めており、8年度の事業着手を目指している。

水利施設等については、土地改良区、受益者等と連携し、敵期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規に組織したむさしの郷営農組合と町内の若手農業者の集まりであるTAISHIMett Farm+のメンバーを中心的担い手とし、各社の持つネットワークを駆使し、さらなる高収益作物の導入や有利販売を進める。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

ほ場整備事業の農地は中心的担い手が担い、事業区域外農地については農地所有者及び営農組合への委託作業による農地保全管理を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

③農作業の省力化・効率化に向けて、ICT等の情報通信技術を活用したスマート農業技術による農作業における省力化や効率化、農業経営管理の合理化等により、農業の生産向上を計る。

④現状の個人農家による米作から中心的担い手による米作、高収益が見込める畑作への転換を進めていく。

⑦地区内の農地・農業用施設の維持保全管理活動を営農組合が中心となり、集落内の非農家も含めた保全活動チームのメンバーを募り、保全活動を続け、地域の素晴らしい農村環境を管理していく。

⑧中心となる担い手の安定、継続的な運営を進めて行く上で、計画的に施設・機械の導入整備を進めて行く。